



VISION DOME 利用規約

2026.7.1 作成

ヴィソン多気株式会社

ご利用までの流れ

お問合せ(お電話またはメール)

- イベント企画内容の可否、スケジュールなど

概要提出

イベント企画概要のわかる以下の書類を提出ください

- ① 企画概要
- ② スペースレイアウト案(簡易なものでも可)
- ③ タイムスケジュール案

概要確認

【施設側による主な確認基準】

- VISONの美観保全
- 施設店舗との競合商材の有無(競合の場合は要調整)
- イベントコンテンツ(安全性、法令遵守)
- スペースレイアウト

現場ロケハン

- VISONスタッフと必要に応じてロケハン・打合せ願います

※ 搬入出及び施工時、本番体制の注意事項、付帯設備についてもご確認ください。

実施推進

以下の書類を準備いただき、必要に応じて関係機関と協議・調整をお進めください

- 実施計画書 (スケジュール(搬入出・当日)、運営体制など)

※ 利用日2週間前を目途に実施概要のわかる計画書などご提出ください。

- スペース利用に関する誓約書、催事申請書の提出
- 催物開催届・露店等開設届など(消防、保健所等)
- 警備計画・道路使用許可など(警察)

※ 音楽を使用される場合は、JASRACへの申請は利用者で行ってください。

※ 必要に応じて関係機関への申請は主催者にて実施ください。

※ 本利用規約は、2026年7月に作成したもので、今後変更する場合がございます。

ご利用にあたって

- ①常に善良なる意識と管理者の注意をもって当施設をご利用ください。
- ②当施設の利用規約および関係法令に定める事項を遵守するとともに、作業員等関係者・来場者等に対しても遵守させてください。
- ③当施設担当と連絡・調整を図りながら、利用施設とその周辺に対する秩序維持、来場者の整理・誘導、作業員等関係者の管理・監督、盗難・事故防止等を行ってください。
- ④警備および誘導體制について、ご利用者は事前に当施設と協議の上、指示に従ってください。また、警備、来場者の整理・誘導等のご利用者の責任と負担において行ってください。
- ⑤ご利用者は、ご利用者の責任と負担において必要な損害賠償保険・傷害保険等に加入してください。
- ⑥当施設のご利用に際して必要な法令に定められた関係諸官庁への届出および許可申請や関係機関への届出等は、ご利用の責任と負担において行ってください。万一、届出不備のためご利用不可能となった場合、当施設は一切の責任を負いません。
- ⑧ご利用終了後はご利用者の負担で施設の原状回復を行ってください。またご利用の停止となった場合にも、直ちに原状回復を行ってください。尚、ご利用者が原状回復を行わない場合は、当施設が原状回復・撤去、（処分等含む）を代行し、要した実費を請求させていただきます。
- ⑨利用者（来場者・作業員等の関係者を含む）が当施設およびその設備・備品等を汚損、破損または紛失した場合は、利用者に実費負担していただきます。
- ⑩利用時間については、搬入・準備・リハーサル・撤収及び原状回復等のすべてを含みます。

損害賠償および免責

- ①使用期間中、事故・トラブルが発生した場合、関係者や来場者の行為であってもすべて利用者に責任を負っていただきます。当施設の利用規約および関係法令事項を関係者・来場者等に対しても遵守させてください。
- ②搬入出及びイベント実施時の警備および誘導體制について、利用者は相応の技能を有するスタッフを配置し、整理・誘導等を行ってください。
- ③施設利用に伴う人的・物的事故、および持ち込み品の盗難、破損、紛失については、当施設は一切の責任を負いません。
- ④施設、設備、備品の使用については、当館施設、設備、備品の使用は、施設スタッフの指示に従ってください。ご利用中に破損又は紛失された場合は、実費を申し受けます。
- ⑤火災・盗難・停電・その他の事故により、利用者・出演者・観客などに損失が生じた場合、当館の管理上重大な過失がない限り責任は負いかねます。大規模な自然災害により警報等が発令され、開場前に中止を判断された場合は、催物の中止に伴う一切の経費については責任を負いません。
- ⑥展示物、持ち込み物、貴重品等の管理は利用者の皆様をお願いします。

利用の制限

次の項目に該当する場合は、ご利用の申込みをお断りいたします。

- ① イベント内容が条例・関係諸法規に違反しているもの。または当施設にかかる法令・規定に反するもの。
- ② 当施設の設置目的を逸脱または当施設の品位を損なうおそれがあると認められるもの。
- ③ 当施設の他の利用者に不都合または支障が生じ、不快感を与えるおそれがあるもの。
- ④ 公序良俗に反するもの。また善良なる風俗に反するおそれがあると認められるもの。
- ⑤ 反社会的活動を行う団体等との関係を有していることが判明したもの。あるいは集团的または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあるもの。またはそれら組織の利益になると認められるもの。暴力や犯罪を肯定、助長、示唆し社会的秩序を乱すもの。
- ⑥ 特定の政党、思想団体、宗教・宗派等を擁護し、中立の立場ではないと判断されるもの。
- ⑦ 誹謗・中傷・不当な差別に該当するもの。
- ⑧ 各業界内での公正競争・規約等違反しているもの。
関係省庁から中止命令が出たもの。または法廷・議会にて係争中の問題にかかわるもの。
- ⑨ 当施設または周辺を含む設備・備品を損傷するおそれがあると認められるもの。
- ⑩ 利用者が、運営者ならびに本施設者に対して次のアからエまでに掲げる行為のいずれかをしたとき。（利用者の役員、利用者の従業員または利用者の委託を受けた者による場合も含む。）
 - ア 虚偽の事実を告げる行為
 - イ 粗野もしくは乱暴な言動を用い、または迷惑を覚えさせる方法。若しくは訪問・電話をかける行為
 - ウ 暴行または脅迫にわたる行為、その他の違法な行為
 - エ 金銭の支払い、責務の免除、契約の締結、便宜供与、その他運営者による給付により運営者が法律上の義務を負わないもの。
- ⑪ 法令違反または不公正な営業等により社会的な信用を失うおそれがあるもの。
- ⑫ 当施設が安全性を確認できないものや、管理・運営上、支障があると認められ改善されていないもの。
- ⑬ その他当施設が不適当であると認めたもの。

実施計画の提出から承認について

①事前打合せ

スペース利用申込書の承認後に、詳細計画の打合せをヴァン多気株式会社と行って実施計画を提出し確認を受けてください。

〔実施計画の内容：打合せ確認事項の例〕

- 催事企画の詳細内容
- 仮設物の配置範囲、図面計画の確認（平面図・立面図・配線図・設置/固定方法等）
- タイムスケジュールの確認（搬入出、設営・撤去、規制作業時間を含む）
- 規制事項への対処確認（音・待機列・配布物・告知・配線処理）
- 付帯設備・備品利用計画（音響、照明、美術、電源工事等）
- 運営・警備計画（多客時の誘導、警備体制、サイン配置、防火管理等）

【実施計画提出にあたり】

- ・新たに什器や仮設造作物等を設置する際は、予め施設の承諾を得るものとする。
- ・施設より必要な説明、書類提出を求められた際は速やかに対応すること。
- ・施設より使用改善の要望また対処の必要が生じた場合、速やかに改善・対処を行い異議は申し立てないこととする。

○ドーム以外の屋外での造作物・仮設看板、その他の設置にあたっては耐風施工・設置をお願いします。
テントについては、風速5m以上の際には撤去ください。

○施設内への危険物の持ち込み、建物内での発電機の使用は禁止です。

○屋外構造物を設置する際、事前に建築確認申請が必要になる場合があります。
また、建物内屋根構造物は、消防の指導による規制があります。

○宅配便および郵便物は、原則としてご利用期間中に利用者において受理をお願いします。

その他の注意事項

- 使用の権利・名義を譲渡、転貸することはできません。
- 使用期間中、責任者は必ず会場に常駐してください。
- 配布物、チラシ、広告掲示は事前に確認が必要です。
- OVISONの景観を崩さぬよう、色彩・表現の改訂を指示する場合があります。

イベント予約の解除、ご利用の中止・停止となる事項

次の項目に該当する場合は、イベント予約の解除、またはイベント利用の中止・停止をさせていただく場合がございます。尚、その結果、ご利用者に損害が生じる場合であっても当施設は一切の責任を負いません。

1. 前記【利用の制限】の各項該当すると認められた場合
2. 使用申込書に虚偽の記載があった場合
3. 天災地変や不測の事故・災害など不可抗力により施設の利用が不可能となった場合
4. 当施設の安全義務・管理・運営、の事情によりやむを得ない事由が生じた場合
5. ご利用者が本利用規約に定める事項に違反した場合

ヴィソン多気株式会社 御中

スペース利用における誓約書

主催者が御社の施設スペースを借りる場合において、期間中、お客さまの安全を最優先し、イベント運営を行い、更に下記項目について主催者の使用人含め関連するスタッフ全員に説明し周知徹底させたいと、催事等を行うことを誓約します。

万一、下記項目を遵守できなかった場合は、催事等の即時中止又は終了を御社より申入れられても何ら異議なく、その申入れに従います。

記

- ☐ 主催者が使用許可を受けた場所に収まるようイベント等を形成します。
- ☐ イベントにおける参加者及び観客の怪我や負傷などの事故が発生した場合は、御社事務所に報告するとともに主催者の責任と負担を持って解決し、御社に一切迷惑をおかけいたしません。
- ☐ イベントの運営に伴い、御社の施設、その他出店者、来場者を含む第三者に損害を与えた場合は、その損害について相当因果関係の範囲内にて賠償するものとします。
- ☐ 怪我や負傷などの事故が重大又は悪質であると御社事務所が判断した場合、催事の中止又は終了を要求することがあり、弊社はその要求に異議なく従います。
- ☐ その他、御社が定める事項（イベントスペースご利用規約など）を遵守します。

以上

記入日： 年 月 日
会社名：
住 所：
代表者： 印